

新型コロナウイルス（夜間外出禁止措置等の緩和）

令和３年４月１５日
在パナマ日本国大使館

１３日、スクレ保健大臣は記者会見において、４月１９日よりの夜間外出禁止時間の短縮等の緩和措置を実施することを発表しました。その概要以下のとおりです。

１ 全国における緩和措置

４月１９日より、以下の措置を実施。

（１）夜間外出禁止時間は午前０時から午前４時までに短縮（現行の開始時間午後１１時を１時間繰り下げ、終了時間は同じ）。

（２）レストラン等の営業時間を午後１１時までに延長（従来は午後９時）。

（３）バーの営業再開を許可。ただし、オープンスペースの営業に限定（営業時間は午後１１時まで）。

（４）オープンスペースにおけるスポーツ観戦を許可。ただし、入場者数は収容可能人数の２５％までとし、アルコール販売は禁止。

２ ボカス・デル・トロ県チャンギノーラ市における緩和措置

４月１７日より、ボカス・デル・トロ県チャンギノーラ市における週末の完全外出禁止措置を撤廃。

以上